

条例指定寄附金を受領する法人・団体代表者 様

静岡県経営管理部財務局税務課長
(公 印 省 略)

政令市（静岡市、浜松市）に住所を有する者の寄附金税額控除における控除率の改正に係る周知について（依頼）

日頃、本県の税務行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成29年度税制改正大綱で、県費負担教職員に係る給与負担事務の移譲に伴う道府県から政令市*への税源移譲が行われ、平成30年度分以後の住民税から**政令市に住所を有する者の個人住民税所得割の税率が見直される**こととなり、平成29年3月末を目途に、関係法令の改正が予定されています。

関係法令の成立を前提に、**平成29年1月1日以後に行われる寄附に係る税額控除について、政令市に住所を有する方の県民税に係る寄附金税額控除における控除率が4%から2%になり、市民税に係る寄附金税額控除における控除率が6%から8%に改められる**こととなります。

この結果、**県民税のみが控除対象となっている寄附金については、市民税に係る寄附金税額控除の適用がないため、受けられる税額控除額が、控除率の変更前と比べ少なくなる**ので、**留意が必要**です。

つきましては、**政令市に住所を有する者から寄附の申出があった場合には、同封の資料を利用する等により、この旨を伝えていただくようお願いいたします。**

※政令市：地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市のこと。政令指定都市とも呼ばれます。

記

○改正の概要

区 分		見直し前	見直し後
寄 附 金 税 額 控 除 の 計 算 方 法	個 人 市 民 税	(寄附金額－2千円) × 6%	(寄附金額－2千円) × 8%
	個 人 県 民 税	(寄附金額－2千円) × 4%	(寄附金額－2千円) × 2%

※ 表中の「寄附金額」は、寄附した金額の合計額と総所得金額等の30%のいずれか低い金額となります。

○該当する寄附金

平成29年1月1日以降に、政令市（静岡市、浜松市）に住所を有する者からの寄附金

※ 政令市を除く市町村に住所を有する者からの寄附金については、従来どおりで変更ありません。

○その他

平成29年3月末を目途に、本通知に係る関係法令の成立が見込まれますが、**成立後は改めて通知を郵送しない代わりに、県ホームページにて御案内させていただきます。**

県ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/shiteikifukin.html>

(または「静岡県 条例指定寄附金」と検索してください。)

※ 寄附者名簿の作成についても合わせて御覧願います。

担当：税制広報班 神谷
電話：054-221-2974

(参考) 静岡県が寄附金税額控除の対象として指定しているもの

○静岡県税賦課徴収条例 (抜粋)

昭和47年3月21日

条例第8号

(個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金)

第12条の3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

→ 国立大学法人、公立大学法人等

(2) 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの

→ 独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人(特定公益増進法人の認定を受けている私立校)、社会福祉法人、更生保護法人等

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したもの

→ 特定公益信託(奨学基金等)

(4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等に対するもの

→ 認定特定非営利活動法人、仮認定特定非営利活動法人

(5) 前各号に掲げるもののほか、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

→ 個別に指定する法人又は団体(主たる事務所が県外にあるもの等)

※矢印(ゴシック体)は注釈として加えたものです。

(参考) 政令市が寄附金税額控除の対象として指定しているもの

県内の政令市(静岡市、浜松市)において寄附金税額控除の対象として指定しているものは、県と同様の対象法人又は団体に対する寄附金のうち、次のとおりですが、御不明な点等がありましたら、各市にお問合せください。

○静岡市

静岡市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金(特定公益信託を除く。)

【問合せ先】静岡市役所財政局税務部市民税課企画指導係 電話番号: 054-221-1558

○浜松市

浜松市内に事務所を有し、浜松市の指定を受けている法人又は団体に対する寄附金

【問合せ先】浜松市役所財務部税務総務課 電話番号: 053-457-2141